

会計処理について

- 現行ガイドラインでは、運営権対価に関する管理者の会計処理については、適切に実施すべき旨、必要に応じて総務省へ相談する旨が記載されている。
- 管理者における会計処理の取扱いについて、総務省から「会計基準の見直しに関するQ&A（令和2年4月28日）」が公表された。
- 運営権者における会計処理の取扱いについて、企業会計基準委員会が「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表している。

分類	参照	分類	概要
管理者 における 会計処理	会計基準の見直しに関するQ&A（令和2年4月28日）	B/S	● 運営権対価は、運営権の譲渡時点において一旦、負債の部に計上したうえで、順次、収益化する。 ● 負債の部に繰延運営権対価として整理する。
		P/L	● 適正な期間損益の観点から、負債の部に計上した額を契約期間にわたって各年度、収益化する。
運営権者 における 会計処理	企業会計基準委員会「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（平成29年5月2日）	B/S	● 実施契約において定められた運営権対価について、合理的に見積られた支出額の総額を無形固定資産として計上する。また、運営権対価を分割で支払う場合、資産及び負債の計上額は、運営権対価の支出額の総額の現在価値による
		P/L	● 無形固定資産に計上した公共施設等運営権は、原則として、運営権設定期間を耐用年数として、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分する。

出典）会計基準の見直しに関するQ&A（総務省、令和2年4月28日）、総務省「公営企業の公共施設等運営事業に係る会計処理に関する研究会」資料
企業会計基準委員会「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（平成29年5月2日）

② 更新投資に関する会計基準(管理者・運営権者)

- 現行ガイドラインでは、更新投資に関する管理者の会計処理については、特に記載されていない。
- 管理者における会計処理の取扱いについて、総務省から「会計基準の見直しに関するQ&A（令和2年4月28日）」が公表された。
- 運営権者における会計処理の取扱いについて、企業会計基準委員会が「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表している。

分類	参照	分類	概要
管理者 における会計 処理 ¹⁾	会計基準の見直しに関する Q&A（令和2 年4月28日）	B/S	● 地方公共団体は更新投資した施設等の価額を資産として計上し、当該資産計上額のうち運営権者が負担した金額を負債の部に計上したうえで順次収益化する。 ● 負債の部に運営権者更新投資として整理する。
		P/L	（残存契約期間＞耐用年数の場合） ● 当該資産の耐用年数にわたり、取得価額から残存価額を控除した額を各年度に収益化し、運営権の契約最終年度において、残存する運営権者更新投資を全て償却する。 （残存契約期間＜耐用年数の場合） ● 運営権の残存契約期間にわたり、取得価額から残存価額を控除した額を各年度に収益化し、運営権の契約最終年度において、残存する運営権者更新投資を全て償却する。
運営権 者にお ける会 計処理	企業会計基準 委員会「公共施 設等運営事業 における運営権 者の会計処理 等に関する実務 上の取扱い」 （平成29年5 月2日）	B/S	● 更新投資を実施した時に、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が管理者等に帰属するものに限る。）に関する支出額を資産として計上する。
		P/L	● 当該更新投資を実施した時より、当該更新投資に係る資産の経済的耐用年数（当該更新投資に係る資産の経済的耐用年数が公共施設等運営権の残存する運営権設定期間を上回る場合は、当該残存する運営権設定期間）にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価から残存価額を控除した額を各事業年度に配分する。

③管理者・運営権者の会計費目

- 運営権者の実施する会計処理（企業会計）と管理者が実施する会計処理（地方公営企業会計）の費目が異なることにより、実際に管理者が費用等を連結する際に処理が難しくなる課題がある。
- そのため、運営事業の実施前(実施契約締結前)に運営権者の会計処理について官民で運用をすり合わせる必要がある。
- 具体的な運用として例えば、運営権者の会計処理に公営企業会計に即した補助科目を設けることなどが想定される。

管理者（地方公営企業会計）

会計科目の例（費用部分の一部）

目的	
決算統計調査	総務省に対して事業会計毎に決算状況を報告
	公営企業会計の費目ベースで報告
費用分析 (ビジョン、経営戦略等)	長期的な経営収支見通しを検討するうえで必要な費用分析を実施する

費目	内訳
公共下水道事業	維持管理費
	管渠費
	職員給与費
	修繕費
	材料費
	路面復旧費
	委託料
	ポンプ場費
	処理場費
	その他
資本費	...

公共下水道事業以外の事業（農業集落排水、水道・・・）

運営権者（民間企業会計）

会計科目の例（費用部分の一部）

費目	内訳
営業費用	売上原価
	人件費
	修繕費
	委託費
	減価償却費
	...
	販売費及び一般管理費
	人件費
	修繕費
	...
営業外費用	支払利息
	...

④事業毎の区分経理の取扱い

- 運営権者が提案・実施する事業（任意事業など）や運営権の範囲外で実施される委託、下水道事業以外の運営事業などと併せた公共施設等運営事業が活用されている。
- 義務事業の継続への影響の把握や、公営企業の特別会計毎の把握などの目的に沿って、区分経理による経理状況報告を募集要項、実施契約などで義務付けることが望ましい。

分類	概要
運営権の範囲	運営権の範囲外の事業を含む場合は、義務事業の継続への影響の把握のために、経理を区分することが望ましい。 ● 利用料金により賄われる運営権の対象事業 ● 利用料金以外の収入による事業（固定の対価による委託業務） ● 運営権者が提案・実施する独立採算の事業（任意事業等）
地方公営企業の特別会計の設置単位	管理者による財政状況把握のために、地方公営企業として特別会計を設ける事業は、会計単位で経理を区分して報告することが考えられる。 ● 例：下水道事業、水道事業、工業用水道事業

（参考）現行ガイドラインの記載
4.1.2 義務事業への影響の排除
（中略）

●区分経理を義務付け

区分経理を義務付けることで、義務事業の収支と当該事業の収支を区分して管理することができ、当該事業が運営権者の経営に与える影響を可視化することができる。

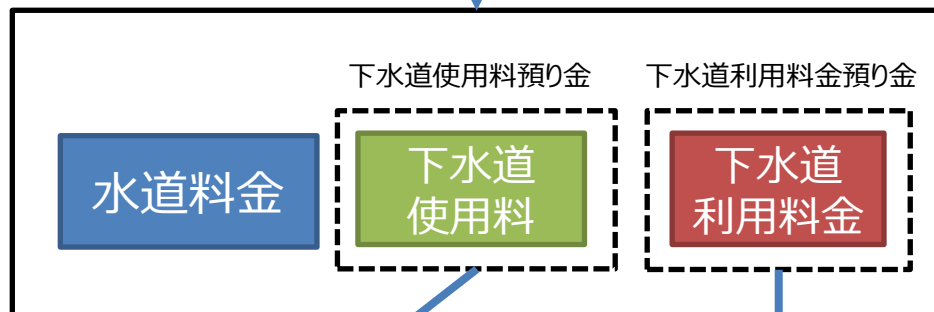
- 管理者が収受する下水道使用料と運営権者が収受する下水道利用料金の徴収実務を水道事業が実施する場合、水道事業会計で徴収したのちに、下水道事業会計及び運営権者へ振り込まれる。
- 下水道使用料と下水道利用料金は債権者が異なることから、料金検針票等では下水道使用料・下水道利用料金の金額記載を分けることが望ましい。

上下水道料金を一体徴収する場合の流れの例

使用者



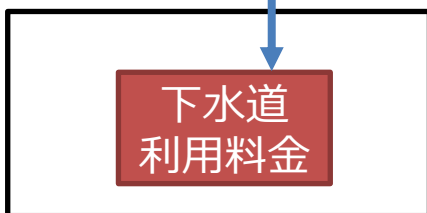
水道事業会計



下水道事業会計



運宮権者



料金検針票の記載例（浜松市の場合）

使用水量等のお知らせ				Water Service Statement			
使用場所 中区住吉五丁目3-1 設置場所方番 ○○号室 浜松 太郎 様 使用の方番 ○○支店				お客さま番号 99999999-99		メーター番号 013-0000000	
口徑 13		用途 一般用		世帯数 1		下水 有	
				井戸人員 ***			
平成**年 月 検計分		前回検計日		平成**年 月 日		今回検計日	
指針及び水量				今回請求見込み額		消費税・地方消費税相当額を含む	
今回メーター指針		2418		水道料金		5,468 円	
前回メーター指針		2369		下水道使用料		5,434 円	
使用水量		49		下水道利用料金		1,696 円	
下水道排水量		49		合計金額		12,598 円	
前回使用水量		84 m ³		口座振替予定日		平成**年**月 日	
通信欄		77 m ³		※この「使用水量等のお知らせ」の お問い合わせは・・・			
				連絡先 浜松市上下水道部検計委託先業者 第一環境株式会社 浜松北営業所 電話 053-584-2540 検針員 検針員〇〇			
				受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土日・祝日を除く)			
				このお知らせでのお支払はできません。 また、集金に伺うこともありません。			

水道料金等口座振替済のお知らせ	
(前回検分)	
平成 年 月 検分	
使用水量	84 m³ 11,102 円 (822 円)
下水道排出量	下水道使用料
	8,927 円
	(561 円)
井戸人員	下水道利用料金
	2,787 円
	(305 円)
*** 人	
合計金額	22,816 円
口座振替日	
* 月 * 日	
振替金融機関	

() 内は消費税・地方消費税相当額の再掲です	
上(振替)の金額を指定した口座から引き落とし	し
※振替は金融機関の口座に記入した金額を	表の希望する方へ
※金通で入金した金額を	預金通帳と
	貯蓄

(出典) 浜松市ウェブサイト